

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
表彰規程

制 定 昭和42年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会（以下「日社協」という。）の行う表彰について定めることを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 日社協は、次の各号に該当する個人または法人、団体、事業所等（以下「表彰対象者」という。）を表彰する。

- (1) 日野市の地域福祉の向上、発展に貢献したと認められる者
- (2) 日社協の発展に貢献したと認められる者
- (3) その他、日社協において表彰することが適当と認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者の推薦は、次の各号による。

- (1) 2以上の個人または1以上の法人、団体、事業所等からの推薦
- (2) 別表による日社協理事または評議員および事務局からの推薦

2 前項の推薦は、表彰対象者推薦書（第1号様式）及び表彰対象者推薦理由書（第1号様式の1）に基づき、日社協会長（以下「会長」という。）に対して行うものとする。

3 会長は、原則として年1回、期間を決めて、関係機関等に表彰対象者の推薦を依頼するものとする。

(表彰の区分)

第4条 表彰は、表彰対象者とその功績に応じて、表彰状によるものと感謝状によるものと2種類とする。

(表彰審議委員会)

第5条 表彰に関する事項を審議するために、理事会内に3人から成る表彰審議委員会を設置する。

(表彰対象者の決定)

第6条 表彰対象者の決定は、別表の基準に基づいて、理事から選出された表彰審議委員会が行い、会長に報告する。

2 前項の審議過程は公表されない。

(決定の通知)

第7条 会長は、前条の決定後速やかに、表彰対象者推薦決定書（第2号様式）に必要な事項を記載し、その旨を通知しなければならない。

2 前条の審議の結果、表彰対象者とされなかった者についての推薦者への通知は、前項と同様とする。

(表彰)

第8条 表彰は、表彰状または感謝状を贈って行う。ただし、功績により副賞として記念品を添えることができる。

(表彰対象者の死亡)

第9条 表彰対象者が死亡した場合は、表彰状または感謝状および記念品は、遺族に贈るものとする。

(記念表彰等)

第10条 この規程にかかわらず、日社協創立記念等の特別な事情の下では、表彰審議委員会の承認を経て、特別に表彰することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

(別表)

区分	推薦基準	対象期間	活動年数等
表彰状	日野市社会福祉協議会への金品の寄附及び募金の合計額が100万円以上の個人・団体	1年間	—
	社会福祉活動やボランティア活動を通じて地域福祉に著しく貢献したと認められる個人・団体	—	5年以上
感謝状	日野市社会福祉協議会への金品の寄附及び募金の合計が10万円以上の個人・団体	1年間	—

基準日は、1月1日とする

附則 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和56年3月28日から施行する。

附則 この規程は、昭和57年6月24日から施行する。

附則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。この規程の施行にともない、昭和42年4月1日制定の「社会福祉法人日野市社会福祉協議会役員表彰規程」は廃止する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成8年5月28日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉法人日野市社会福祉協議会表彰規程は、平成8年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年12月23日から施行する。

表彰対象者推薦書

社会福祉法人日野市社会福祉協議会「表彰規程」に基づき、別紙推薦理由書により _____ 様を表彰対象者として推薦します。

令和 年 月 日

推薦者1（団体名）

住 所

氏名 _____ ⑩

推薦者2（団体名）

住 所

氏名 _____ ⑩

*個人で推薦する場合は、推薦者2人以上が必要です。推薦者が書ききれない場合は、別紙にお書きください。

*団体等で推薦する場合には、上段に団体等の名称を、下段には代表者の氏名をご記入ください。

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
会 長 奥 住 日 出 男 様

